

先行事例情報収集 (国外、国内)

先行事例の収集

情報の収集方法

- レビュー論文を元に、根拠となる資料を収集
- 有識者等ヒアリングを通じて情報を収集
- 2026年2月時点で確認できる資料をもとに整理

整理した項目（諸外国事例）

- 規制の範囲（部分的な規制か、全域での規制か）
- 規制する銃弾の種類（散弾、スラッグ弾、ライフル弾、ペレット）
- その他、規制している鉛製釣り具

※論文に書かれていても、行政HP、法律、新聞記事等で該当の資料が見つからなかった場合は含めない

※国内全域の規制と、国内の一部地域の規制は分けて整理

※鉛弾とは、全ての銃弾（散弾、スラッグ弾、ライフル弾、ペレット）を指す

※lead shotは鉛散弾、lead bulletは鉛ライフル弾、lead slugsはスラッグ弾、lead ammunitionは鉛弾として整理

1 諸外国事例のヒアリング結果（概要）

1 海外での事例について

1) EU諸国

- **REACH規則**により2023年から**湿地及びその周囲100m以内での鉛散弾の使用、携帯が禁止**。
- ドイツでは、州によって鉛製銃弾の全面禁止、もしくは弾の種類によって全面禁止。
- デンマークでは、鉛製銃弾の全面禁止（散弾1996年、ライフル弾2024年）。

2) アメリカ

- **渡り鳥条約の国内執行法**により1991年から**水鳥狩猟における鉛散弾の使用が全米で禁止**。使用できる鉛散弾（鉛1%未満）をリスト化しており、それぞれ簡易判定する**フィールド試験装置**も表示。それ以外のライフル弾に対しては包括的な連邦禁止規定はない。全米ライフル協会からの根強い反対あり（2024年4月に全米規制を認めない法案）。
- 州ごとの規制として、カリフォルニア州では、カリフォルニアコンドルの鉛中毒を背景に2019年までにすべての鳥獣への非鉛弾での狩猟を義務化。

3) オーストラリア

- 全国一律で禁止ではなく、州ごとに水鳥狩猟の有無、制度、政治状況などを踏まえて個別に規制。水鳥以外の鳥獣への鉛弾規制は未整備。

4) ニュージーランド

- **非毒性ショット規則（Open Season for Game Notices）**により、水鳥狩猟のための鉛弾の使用、所持を禁止。

1 諸外国の規制の範囲（国、区域ごと）

	湿地等の水辺 （水鳥狩猟）	森林、保護区等の 陸域	全域
EU諸国 （EEA加盟国）	全て	オーストリア、ドイツ、 スペイン	デンマーク、オランダ、ドイツ の一部州、イタリアの一部県
イギリス	全て	イングランド、 ウェールズ	
アメリカ	国内全域	ミネソタ州	カリフォルニア州
カナダ	国内全域	全ての国立野生生物保 護区	
オーストラリア、 ニュージーランド	国内全域		
アジア	マレーシア※		
南アメリカ	アルゼンチンの一 部州		
アフリカ	南アフリカ※		モーリタニア※

※規制がある様子だが根拠資料希薄

1 諸外国の規制の範囲（銃弾の種類ごと）

	散弾	スラッグ弾	ライフル弾	鉛弾
EU諸国 (EEA加盟国)	ニーダーザクセン州（ドイツ）	ノルトライン-ヴェストファーレン州（ドイツ）	ノルトライン-ヴェストファーレン州、シュレスヴィヒ-ホルシュタイン州、ザールラント州（ドイツ）、ソンドリオ県（イタリア）	デンマーク、オランダ
イギリス				※
アメリカ				カリフォルニア州

※2026年夏までにイングランド、ウェールズ、スコットランドで鉛弾の販売、使用を全面禁止（2029年まで移行期間）

1 諸外国の規制の範囲（釣り錘）

	鉛製釣り具
EU諸国 (EEA加盟国)	「50g以下は3年間、50gは5年間で鉛製釣り具の使用を禁止」という内容で規制に向けて調整中
デンマーク	全ての鉛製釣り具の使用が禁止
イギリス	イングランド、ウェールズ、スコットランドで0.06g～28.35gの釣り錘の販売、使用を禁止
アメリカ	指定された国立野生生物保護区と7州で鉛製釣り具のサイズや使用場所の規制に関する法律がある
カナダ	50g未満の鉛船の重りや鉛製のジグの保持を禁止

1 諸外国事例のヒアリング結果（概要）

2 海外での規制導入事例について

- 科学的根拠、代替弾の実用性、段階的規制、ハンター団体との協働、現場取り締まり強化などを組み合わせて実現可能な制度設計にしている。（オーストラリア、ニュージーランド）
- 非鉛弾も鉛弾に遜色ないことを示し、様々な関連機関を巻き込んで、科学的な根拠を示しながら情報交換、普及啓発を30年以上進めて狩猟者の理解を得た。（EU諸国）
- 渡り鳥だけでなく、人間の子供や将来世代への影響など健康リスクへの理解を進めたことが規制につながった。環境教育の実施。（ドイツ）
- 非鉛弾への移行を促すための代替弾の購入費を30～50%カバーする補助金制度を実施。（ドイツ）
- 最初は種や地域、鉛弾の種類を限定し、それを拡張するといった段階的な規制に取り組んだ。また、ジビエのラベリング制度（鉛弾を使わずに狩猟したジビエ）。（ドイツ）

3 規制を行おうとしたが、うまくいかなかった事例について

- 違反者の取締り体制が不足していた。（EU諸国）
- 科学的な根拠が不足しており、十分な説明責任を果たせなかった。（アメリカ）
- 環境保全団体と狩猟者との対立関係を生み出してしまった。（オーストラリア）
- 達成すべき数値目標がない。データの収集、公開の仕組み不足。（イギリス）

(参考) 諸外国の鉛弾の規制状況

• EUの規制状況

2023年2月15日からEUレベルで湿地での鉛弾の使用が禁止される。

湿地以外の場所での鉛弾等の使用規制について、加盟国の領土の少なくとも20%が湿地である場合、2024年2月15日から自国の全領域で以下の行為を禁止できる。

(a) 重量比1%以上の鉛を含む銃弾を市場に出すこと、(b)そのような銃弾を発射すること、(c) 射撃中または射撃の一部としてそのような銃弾を携帯すること

▼提案されている規制内容（狩猟分野についてのみ）

対象	規制案
湿地以外の場所での鉛弾による狩猟	<ul style="list-style-type: none">鉛弾の市販、使用の禁止（移行期間5年）販売時の鉛のリスクと入手可能な代替品の通知義務（通知義務）
小口径鉛弾による狩猟（5.6 mm未満）	<ul style="list-style-type: none">鉛弾の使用の禁止（移行期間5年）通知義務鉛のリスクと入手可能な代替品に係るラベルの貼付義務（ラベル貼付義務）
大口径鉛弾による狩猟（5.6 mm超）	<ul style="list-style-type: none">鉛弾の使用の禁止（移行期間18カ月）通知義務ラベル貼付義務

(参考) 諸外国の鉛弾の規制状況

• 英国の規制状況

現在、イングランドではすべての海岸、学術研究上重要地域 (SSSI) の特定の場所 (主に湿地帯)、およびすべてのガンカモ類、バン、オオバンの射撃において、鉛弾の使用が禁止。 (ウェールズ、スコットランド、北アイルランドでも類似の規制がある)

英国の新たな化学物質規制制度 (UK REACH) の下での鉛弾の禁止に向けた作業が開始されている。

【規制の主な根拠】

- 鉛弾が環境、野生生物及び人にとって有害であるとの確証がある。
- 毎年、5万～10万羽の水禽類が散弾として使用された鉛の接種により死亡。
さらに20万～40万羽の水禽類や、その捕食動物が福祉・健康上の影響を受ける。
- 鉛弾はより広範な環境やフードチェーンにも入り込むことで、狩猟鳥を食べる人に対するリスクにもなる。
- 研究では、鉛汚染によって野鳥の免疫システムが低下することで、鳥インフルエンザなどの疾病の拡大を助長する可能性があることが示されている。

(参考) 諸外国の鉛弾の規制状況

アメリカの規制状況

- 1991年以降、鉛弾を含む有害な弾丸の水禽類（カモ科、バン類）に対する使用を全米で禁止。（陸鳥や大型・小型狩猟獣の狩猟には使用可能）
- 州レベルでは、複数の州が腐食性希少鳥類への影響低減等の観点から鉛弾を規制
- カリフォルニア州法では、以下を根拠として**狩猟目的での鉛弾の使用を全面的に禁止**している。

- 狩猟された野生動物に含まれる鉛弾が食物連鎖により他種に移行すること
- 鉛弾の堆積した場所で採餌した家畜が鉛中毒になる場合があること
- 作物や植生、水路に鉛が混入する場合があること

州	規制の概要
カリフォルニア州	狩猟目的での鉛弾の使用を全面的に禁止
アイオワ州	猟区におけるほぼすべての狩猟鳥獣に対する有毒な弾丸の使用禁止（例外：シカ、シチメンチョウ）
アラスカ州、ネブラスカ州、オクラホマ州	特定の区域で有害な弾丸の使用禁止
アリゾナ州、ウタ州	コンドルが生息する猟区における狩猟時の非鉛弾の使用を奨励
コロラド州、オレゴン州、サウス・ダコタ州（全土で有害でない弾丸の資料を奨励）、ウタ州、ワシントン州	特定の区域や特定の種に対する有毒な弾丸の使用を禁止
デラウェア州、イリノイ州、ケンタッキー州、ルイジアナ州、ニュージャージー州、オハイオ州、ウィスコンシン州（エルクやバイソンの狩猟時の非鉛ライフル弾の使用を奨励）	（特定の）猟区における特定種に対する有毒な弾丸の使用を禁止
メリーランド州、ミネソタ州、ネバダ州、ニューヨーク州、ノースダコタ州、バージニア州（大型狩猟獣に対する非鉛ライフル弾の使用を奨励）	特定の種に対する鉛弾の使用を禁止
アーカンソン州	水禽以外の渡り鳥に使用できる鉛弾の口径を規制
アラバマ州、メイン州、モンタナ州、テネシー州、テキサス州	追加の規制は行われていない

出典：Long Range Shooting - State regulations concerning the use of lead-free ammunition, <https://www.longrangeshooting.org/articles/state-regulations-concerning-the-use-of-lead-free-ammunition>

(参考) 諸外国の鉛弾の規制状況

• カナダの規制状況

• 連邦レベルでは鉛弾の使用を段階的に規制

(1995年~：国立野生生物保護区での使用禁止

1997年~：湿地での使用禁止

1999年~：狩猟対象の渡り鳥のほとんどについて使用禁止

2012年~：狩猟対象の陸鳥について使用禁止)

- カナダ環境保護法の下で鉛を有害物質に指定。鉛弾は環境への鉛の最大の放出源になっているとして、非鉛弾丸への移行を促している。

【規制の主な根拠】

- 射撃、狩猟、法執行活動のために毎年3億7500万発の弾丸が輸入されており、毎年5,200トンほどの鉛が環境に放出されており、最大の放出源となっている。
- 鉛の毒性は高く、人及び野生生物の神経系、生殖系に有害な影響をもたらし、死に至る場合もある。
- 子供が鉛弾の破片を含む狩猟鳥獣の肉を食べると、知能や発育に影響を与えるおそれがある。
- 屋外での射撃は、周辺の土壌や地下水を汚染する。
- 使用する鉛弾などを飲み込むか、鉛を含む負傷／死亡した餌動物を食べることでワシなどの腐食性動物や捕食者が中毒を起こす。

2 国内事例のヒアリング結果（概要）

北海道、宮城県へのききとり

規制状況

北海道：全域が指定猟法禁止区域に指定されており、鉛製ライフル弾及び7mm以上の鉛製散弾（特定鉛弾）の使用が禁止。2014（平成26）年10月に北海道エゾシカ対策推進条例において、エゾシカの捕獲を目的とした特定鉛弾の所持を禁止

宮城県：指定猟法禁止区域（鉛散弾）は平成12、13年と数か所設定した後、平成16年に現在の設定区域を指定（75か所、約2万7千ha）

捕獲数、ハンター数への影響

北海道：規制後に減少したとの情報はない

宮城県：捕獲数については水辺を一斉に設定したH16の前後の年度を含め鳥獣関係統計で確認したが、大きな変動はない。

北海道での鉛弾規制について

- ・ 狩猟者を巻き込んだ丁寧な試射会を実施したことで、狩猟者の懸念をフォローした。ゼラチンブロックを標的紙の後ろに置いて非鉛弾の試射を行い、殺傷力、命中率のテストを行い、問題ないとの狩猟者の理解を得た。
- ・ 免許更新時や講習会で狩猟者への普及啓発を行った。
- ・ 普及啓発には道庁から、銃砲店や猟友会各支部に協力を仰いだ。
- ・ シカの捕獲数が減らないよう規制緩和や補助金制度を取り入れつつ、捕獲従事者の確保等への配慮も行った。
- ・ 見回りは鳥獣保護員に依頼。当初、規制が「使用」に限定していたため、現行犯での取り締まりが難しかった。